平成25年塩尻市議会6月定例会経済建設委員会会議録

日 時 平成 2 5 年 6 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 全員協議会室

審查事項

議案第 7号 塩尻市労政審議会条例を廃止する条例

議案第 8号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第20号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 市道路線の認定について

議案第18号 平成25年度塩尻市一般会計予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土 木費

請願6月第3号 楢川地区の官行造林契約満了に関する請願

出席委員・議員

君	富雄	西條	副委員長	尊文 君	青木	委員長
君	直樹	牧野	委員	券寿 君	金子	委員
君	努	中村	委員	泰仁君	永井	委員
君	東条	五味	議長	寿子 君	丸山	委員

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 森川 雄三 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

請願者 贄川区長 松井 忠雄 君

午前 9時58分 開会

委員長 おはようございます。全員出席のようでございますので、ただいまから6月定例会経済建設委員会を開会します。本日の委員会は委員全員が出席しております。この際、申し上げます。審査に関する発言については、委員、職員ともすべてマイクを使用していただくようお願いします。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

副市長 おはようございます。新しい委員さん方で新しい構成で経済建設委員会の御審査をお願いするわけでございます。どうぞお手やわらかによるしくお願いを申し上げます。本日、お忙しいところ委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。お手元に差し上げてございますように、条例案件、それから6月の補正予算、御審査をいただくわけでございます。よろしく御審査をいただいて、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりであります。詳細の日程につきましては西條副委員長から申し上げます。

副委員長 おはようございます。それでは、説明させていただきます。本日の委員会審査ですが、午前中議案に関する審査をしていただき、お昼を挟んで午後1時から請願に関する審査をしていただきます。委員会終了後、引き続き経済建設委員会協議会を行い、協議会終了後、小坂田マレットゴルフ場への視察を予定しております。出発時間につきましては、審議の進捗を見て時間を決めたいと思います。おおむね午後2時30分を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ御集合をお願いいたします。午後3時半まで視察を終了し、市役所へ到着後、午後5時45分から中信会館において懇親会を開催します。午後5時40分までに会場にお集まりいただきますように、よろしくお願いします。以上です。

委員長 よろしくお願いします。それでは審査に入る前に、今回、委員が交代しましたので職員の自己紹介をお願いします。委員の皆様には経済建設委員会担当部課の係長以上の職員名簿をお配りしていただいてありますので、ここでは課長級の職員の自己紹介をお願いします。

[職員自己紹介]

委員長 ありがとうございました。それでは、審査を行います。なお、発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

議案第7号 塩尻市労政審議会条例を廃止する条例

委員長 議案第7号塩尻市労政審議会条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 それでは、議案関係資料42ページをお開きいただきたいと思います。議案第7号塩尻市労政審議

会条例を廃止する条例についてでございます。

- 1番の提案理由でございますが、市内の産業振興において重要な課題であります雇用に関する事項を塩尻市商工業振興審議会で調査、審議することに伴いまして、塩尻市労政審議会条例を廃止するものでございます。
 - 2番の条例の新旧対照表につきましては、別記のとおりでございます。
 - 3番の条例の施行等でございますが、平成25年7月1日から施行するものでございます。

現在の労政審議会の関係でございますが、設置目的といたしまして勤労者の福祉の向上に関する重要事項について調査、審議をするために設置されております。具体的な任務につきましてでございますが、企業の合理化及び安定化に関する事項、2つ目に労使の協力の促進に関する事項、3つ目といたしまして労働条件の改善に関する事項、4つ目といたしまして勤労者の福祉向上に関する事項の4点が任務としてございます。委員につきましては、勤労者を代表する委員が5名、使用者を代表する委員が5名、広域を代表する学識経験者である委員が4名となっております。

現状でございますが、技能者褒賞の決定に当たりまして労政審議会の意見を聞くという要綱、技能者褒賞要綱がございまして、年1回、9月に開催をしている現状でございます。あと具体的な案件につきましては、特に課題等はございませんで、特にハローワークの担当者をお呼びしましてですね、雇用情勢ですとか、国の雇用施策、市の労働施策等の情報交換をさせていただいているような現状でございます。県下19市の中では設置してあります市が、私ども塩尻市含め4市ございます。飯田市、小諸市、大町市ということでございますが、中身につきましては具体的な案件が出るまで開催をしないというような市もございまして、年1回以上開催しております市が塩尻市それから小諸市というような状況になっております。

先ほど申し上げましたように、今後、議案第10号でまた御審議いただきますけども、塩尻市商工業振興審議 会のほうでですね、こちらのほうの案件を御審議いただくというようなことで御提案させていただいてございま すので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

委員長 ないようでありますので、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので採決を行います。議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市労政審議会条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって可決するものと決しました。次に進みます。

議案第8号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

委員長 議案第8号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。 **建設課長** それでは、議案関係資料の44ページをお開きください。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部が改正されましたことに伴います必要な改正をするものです。 概要につきましては、太陽光発電及び風力発電設備に係る占用料を新たに設けるものでございます。 45ページをごらんいただきたいと思います。中段に、工作物占用面積1平方メートル当たり1,300円ということでございまして、この金額につきましては、19市全部1,300円ということで統一されております。

この背景につきましては、エネルギー分野における規制制度改革に係る方針ということで閣議決定されまして、 非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保するため、必要な高い施設にあっては、 適切に占用許可を行うようということで国土交通省のほうから出されまして、今回、太陽光発電と風力発電とい うことで占用料を新たに設けさせたものでございます。具体的に言いますと、道路ののり面へ太陽光パネルを置 くとか、そのようなことが想定されます。今のところ市のほうに対して、このような、今、問い合わせ等は一切 来てはおりません。簡単でございますが、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、全員 一致をもって可決することに決しました。次に進みます。

議案第9号 塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第9号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例を議題といた します。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、議案関係資料の47ページをお願いいたします。議案第9号塩尻市公共下水道事業 受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

1の提案理由でございます。塩尻市税条例の一部を改正したことに伴い必要な改正をするものでございます。 これにつきましては、国の地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行され、これに伴い塩尻 市税条例が本年3月30日に改正され、これに伴いまして改正するものでございます。

2の概要でございます。市税の延滞金の特例措置に合わせ、延滞金の割合を引き下げるもので、次のとおり改めるものでございます。

まず延滞金の部でございますが、納期限の翌日から1月を経過する日以降、要するに1カ月を過ぎるものでございますが、改正前は14.5%でございました。改正後でございますが、特例基準額(租税特別措置法の規定により告示された割合に1%を加えたものをいう)に7.3%を加えた割合、要するに租税特別措置法の規定により告示された割合につきましては、国内銀行の貸出約定低平均金利の前々年10月から前年の9月にかけまして平均金利で、現在、1%でございます。それに1%を加えたものに対して、また7.3%を加えた割合、要するに9.3%に改正されるものでございまして、改正前が14.5%ですので5.2%の引き下げになるものでございます。

次の納期限の翌日から1月を経過する日まで、こちらにつきましては、1カ月以内という解釈でお願いいたし

ます。改正前につきましては、特例基準割合(日本銀行の規定により定められる商業手形の基準割引率に4%を加えたものをいう)。こちらの括弧の中の商業手形の基準割引率、こちらにつきましては公定歩合でございまして、現在0.3%でございます。よって、特例基準割合は0.3%に4%を加えた4.3%でございます。改正後でございますが、特例基準割合、こちら先ほど説明させていただきました改正後の関係は2%でございまして、そちらに1%を加えた割合、よって、3%に改正されるものでございまして、改正前が4.3%でありますので1.3%の引き下げになるものでございます。

3 の条例の新旧対照表でございますが、48ページをお願いいたします。こちらにつきましては、新旧対照表の附則の関係でございます。よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

経営管理課長 現行でございますが、これにつきまして文章、先ほどの説明と重複いたしますので簡潔に申し上げますと、現在は4.3%であるということをお聞きしてございます。左の改正案の内容でございますが、やはり、こちらも重複いたしますので、1カ月を超える場合については9.3%、1カ月以内については3%という内容でございます。説明省略させていただきました。

47ページにお戻りください。4の条例の施行等につきまして、交付の日から施行し、地方税法によりまして 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用するものでございます。私からの説明は以上でご ざいます。よろしく御審議願います。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

中村努委員 受益者負担金の、今、遅延、滞納というものはあるわけですか。

経営管理課長 今現在、人数で申し上げますと30人、約530万円でございます。

中村努委員 この条例の改正が平成26年の1月1日以降っていうことになると、その方の延滞金ですね、これは、現行の延滞金の扱いっていうのはどうなるのか。要は、そこまで待ってたら下がるのか、それはそのまま引き続かれるのか、その辺いかがですか。

経営管理課長 まずもって、この延滞金につきまして簡単に説明させていただきますけれども、今、現行におきましては、塩尻市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の規定によりまして、受益者負担金の納付に係る延滞金を賦課し、徴収できることになっておりますが、延滞金を課する対象収入金額が2,000円以上で、条例で規定しております割合を課して算出された延滞金額が1,000円未満であるときにつきましては、徴収しないこととして規定しております。金額的な面から徴収しない場合のほか、受益者負担金等の滞納者は生活困窮者など経済的弱者が多いこと、また使用者間の公平性の確保などから受益者負担金全体を完納していただくことを優先しているため、滞納金の徴収までは困難な状態でありまして、現在、引用しております塩尻市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定によりまして、延滞金を減免している状況でございます。これが実情でございます。

中村努委員 済みません、聞き方が悪かったかもしれませんが、現在、適用されている14.5%の延滞金ですね、これが来年1月1日以降に7.3%になるという改正ですけど、現在の滞納している方が来年まで待てば、その延滞金が少なくなるっていうことはあるんですかっていう質問。

経営管理課長 今までの分につきましては、当然14.5%でまいりますので、それ以降につきましては、改

定のパーセントに計算し直されるような状況になるかと思います。計算上では、そんな形になるかと思います。 **委員長** いいですか。

中村努委員 確認ですけれども、この延滞金が積み重なっていたものがもとの数字になって、12月31日までは今の14.5%でいくけれども、それを、数字をもとにして、来年度以降は7.8%の延滞金が課せられるという解釈でいいわけですね。

経営管理課長 もう一度、済みませんでした。12月31日までにつきましては14.5%でありまして、平成26年の1月1日以降につきましては9.3%と、そのような数字になります。

中村努委員 9.3%っていうのは。

経営管理課長 9.3%といいますのは、先ほど申し上げましたこの改正後の、これ、文章で書いてありますけれども、適正基準割合が2%、それに7.3%を加えた割合、結果、9.3%という数字になります。

委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決することに決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例

委員長 議案第10号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

商工課長 同じく49ページをお開きください。議案第10号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例で ございます。

1番の提案理由でございますが、市内の産業振興において重要な課題である雇用に関する事項を、塩尻市商工 業振興審議会で調査、審議することに伴い必要な改正をするものでございます。

概要といたしまして、(1)番、審議会の調査審議事項に地域雇用に関する事項を加えるもの。(2)番といた しまして、審議会を組織する委員に労働者団体の代表を加えるものでございます。

3番の条例の新旧対照表でございますが、50ページをお開きいただきたいと思います。左側の改正案でございますが、一番上でございます。第4条、審議会の設置でございます。下線でお示ししてございますが、現在、振興とありますのを振興及び雇用に改めるものでございます。

同じく第5条、調査審議事項等でございますが、(3)番といたしまして、地域雇用に関する事項を加えるものでございます。第5条第2項でございますが、審議会委員15人以内で組織するというところでございますが、(3)番で、労働者団体の代表を加えるものでございます。

条例の施行等につきましては、平成25年7月1日から施行するものでございます。

現在の商工業振興審議会の状況でございますが、設置の目的につきましては、本市商工業振興及び雇用に関して必要な事項を調査、審査するためでございます。調査審議事項等につきましてでございますが、商工業振興計

画の策定及び推進に関する事項、商工業の振興、施策に関する事項、そこに地域雇用に関する事項を加えます。 その他、市長が必要と認める事項となっておりまして、委員でございますが商工業者の代表5名、市民団体の代表者2名、識見を有する者が5名となっております。そこに今回、労働団体の代表を加えるものでございます。

年に1回開催させていただいてございます。主に平成24年からスタートいたしました工業振興プランの進捗管理の内容ですとか、あと商工業者によります現状や今後の見込みなどの情報交換、またメンバーであります金融機関によります、支店長クラスでございますが、市内事業所の状況や融資関係につきましての情報交換をさせていただいてございます。主に工業振興プランの進捗管理というのが、現状では主な協議内容となっています。そこに先ほど労政審議会でございました企業の合理化ですとか、労使の協力ですとか、労働条件の改善等、これを加えまして地域雇用に関する勤労者福祉の向上に関します重要事項を、今後御審議いただくというふうにしておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

丸山寿子委員 委員についてちょっとお聞きしたいんですけれども、こういう商工業とかいうような委員会ですと、なかなか男性ばかりというような現状もあるかなというようなふうに思うんですけれど、例えば2番の市民団体の代表というようなところは、どんなところが出ているのか、あるいは、例えば女性の視点もこういう分野にも必要かと思うんですけれども、そういったバランスで、とるために何か工夫されてるようなことあるかどうか、その辺についてお聞かせください。

商工課長 今の委員の構成でございますが、女性が2名委員としてお入りいただいてございます。市民団体の代表といたしまして、アルプス女性起業家会議の副会長であります信濃工機の中村みえ様、専務さんですね、あとNPO法人という視点で、グループHIYOKOの事務局長、宮原さんの2名お入りいただいてございますし、あと識見を有する者の関係でございますが、長野経済研究所の調査部長さん、それから、先ほど申し上げました八十二銀行塩尻支店の支店長さん、あと信州大学情報センターの不破先生、あと公募で1名というようなことでメンバーが構成されております。あと商工業者の代表につきましては、それぞれ機械金属工業会、それから商工会議所の工業委員長、それから商工会議所の商業委員長、あと木曽漆器協同組合の理事長、あと大手セイコーエプソン広丘事業所の代表というような構成になっております。

委員長 よろしいですか。

丸山寿子委員 雇用情勢とかいろいろ厳しい中で、女性の雇用の状況とかも把握する中で、それは男性の働き方にも通じる部分とか、入ってくるとか思うんですけれども、その審査の中にですね、十分そういった意見ですとか、状況が把握されるような何か工夫をしていただきたいなと思うんですけれど、開催回数も少ないのであれかとは思うんですけれど、何かその点について、もしお考えがあったらお聞かせください。

商工課長 本年度、2回開催予定でございます。やはり今、委員さん御指摘のようにですね、雇用の関係につきましては、高齢者それから若者の雇用が本当に重要な課題でございますけれども、もう1点、やはり女性のですね、特に一度リタイアっていったら言い方おかしいんですが、一旦家に入った方がですね、さらにスキルアップをしまして社会に出てくるというようなこともですね、本当にその3つが大きな雇用の重要な課題ではないかと思っております。工業振興プランの中にですね、市商工会議所、あと振興公社、それぞれ各団体との連携というようなこともうたわれておりまして、今現在、KADOのほうでですね、スキルアップ等々やっておりますの

で、そういった視点で事務局レベルでもそういったことをですね、連携して取り組んでまいりたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、女性の委員の皆さんからも御意見を伺う中で雇用につながるような、そういった観点での御審議をいただくということで考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

議長 ちょっとお伺いしますが、今までの現行で、要するにこの3つの団体からね、各5人ずつ選ばれていたと思うんですよね。そのうちに公募の人が1人というような形だと思うんですが、今度、4つの団体から選ばれるということなんだけど、その配分についてはどのようにお考えでしょうか。

商工課長 今までですね、議員さんがお二人入られておりまして15名というようなことになっておりました。 今回、議員さんはメンバーから外れるというようなことでございまして、労働者のですね、団体の皆様を3名ほ ど、予定では今3名ほど加えて委員としてですね、委員会として運営してまいりたいというふうに考えておりま す。あとの関係につきましては、また今後、特に商工業団体、市民団体、識見を有する者につきましては、特に 変更なくというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例については、全員一致を もって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例

委員長 議案第11号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 それでは、議案関係資料51ページをお願いいたします。議案第11号塩尻市公共下水道条例の 一部を改正する条例であります。

提案理由でありますけれども、財団法人長野県下水道公社が平成25年4月1日に公益財団法人長野県下水道公社に移行したことに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要といたしましては、引用している財団法人長野県下水道公社の名称を、公益財団法人長野県下水道公社に 改めるものであります。

新旧対照表ですが、52ページをお願いします。条例の第2条の16番目、責任技術者の説明のところに、現在、財団法人長野県下水道公社とあるものを、改正後、公益財団法人長野県下水道公社というふうに改めるものでございます。

戻っていただきまして、条例の施行ですけれども、交付の日から施行いたしまして平成25年4月1日から適用するものでございます。以上です。よろしくお願いします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

永井泰仁委員 ここにですね、工事責任技術者資格認定共通試験に合格した者で公社の責任技術者登録名簿に 登録されているということでありますが、塩尻市内では、この登録者はどのくらいおりますか。

下水道課長 後ほどお答えします。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしと認め、議案第11号塩尻市公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第20号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 よろしくお願いします。議案説明に入ります前にですね、関係がありますので片丘山麓しののめ地区の地区計画を資料として配付させていただいてよろしいでしょうか。

委員長 認めます。配付してください。それじゃあ、説明をお願いします。

都市づくり課長 お願いいたします。では、追加議案の議案資料の中ほどにですね、議案関係資料ございますので、そちらをまずごらんいただきたいと思います。議案関係資料の1ページでございます。議案第20号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1つとして提案理由、片丘山麓しののめ地区整備計画区域をこの条例の適用区域に加えることなどに伴い、必要な改正をするものでございます。

2番といたしまして、概要(1)片丘山麓しののめ地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地 に関する制限について定めるもの。これが1つでございます。(2)といたしまして、既存の地区整備計画区域内 における建築物の高さの制限等を変更するもの。これがもう1つでございます。

3といたしまして、条例の新旧対照表は別記のとおりでございます。

条例の施行等につきましては、平成25年7月1日から施行するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。本条例の改正につきましては、塩尻市片丘におきまして長野県、塩尻市、それから民間事業者等の産学官連携の体制により進めております信州 Fパワープロジェクト計画予定地における開発に係る地区計画を、平成25年6月12日に都市計画決定をしております。そしてこの地区計画に定められた事項のうち、建築物に関する事項につきまして条例で定めるものが1つでございます。それから、その部分が2ページに、区域がグレーの着色で示してあるものでございます。

それからもう1つ、既に地区整備計画区域として定められている地区のうち4地区について一部を改正するものが概要の2の部分でございます。

それでは、今、お配りしました地区計画のほうを簡単に説明をさせていただきますのでごらんいただきたいと思います。片丘山麓しののめ地区地区計画ということで都市計画決定をされたものでございます。名称としては、片丘山麓しののめ地区地区計画でございます。面積は19.7~クタールということで、そのページの上と下に大きく分かれているわけでございますが、上のほうが区域の整備開発及び保全の方針ということで定められております。地区計画の目標につきましては、中段4行目からでございますけども、この良好な立地条件を生かし、県内の豊富な森林資源を活用した自立的な林業の構造及び再生可能エネルギーを利用した循環型社会の構築により環境改善を図り、地域振興及び低酸素化の推進に寄与することを目標とするということで、これが地区計画の目標でございます。

次の欄、土地利用の方針でございますが、1 行目の工業用地としての良好な総合環境を誘導するということで、 工業用地として利用をしてくということでございます。

その次の地区施設の整備の方針でございますけども、開発行為によって整備されました道路、緑地等については、当然のことながら、維持、保全を図るということでございます。それから2行目のところでございますが、 緩衝体といたしまして、それぞれ緑地等につきましては、建築物の圧迫軽減等の役割を果たすよう地区計画の区域に沿う形で配置し、周辺の景観と調和するよう努めるということで整備の方針をうたってございます。

次の建築物等の整備の方針につきましては、下段の部分になってまいります。下段の地区整備計画というふうに左側に大きくくくってございます。建築物等に関する事項ということで、この部分がこのたび条例の追加としてお願いする部分で、この部分が条例として入ってくる部分ということで御理解をいただきたいと思います。

次を開いていただきまして、横長のA3の図面でございますが、総括図として載ってありますが、真ん中どこらの上、この部分が、赤い部分が対象区域ということでございまして、次の見開きページを開いていただきますと、計画図といたしまして、しののめ山麓地区の地区整備計画地区として2,500分の1でエリア取りをしたものでございます。これが12日の告示された内容でございます。

それでは、条例改正の中身について御説明をさせていただきます。 3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本条例の第2条におきまして、条例の適用区域ということで別表1という形で掲げる区域ということになっておりまして、これがいわゆる地区整備計画区域という形でお示しをしておりますが、改正案としましては、この表の13のところにアルプス工業団地地区整備計画区域というのがございますが、この後に14として片丘山麓しののめ地区整備計画区域を追加するものでございます。右の区域でございますが、平成25年塩尻市告示第60号に定める塩尻都市計画片丘山麓しののめ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域ということで、これは地区計画の区域と地区整備計画区域と同じでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。次に、条例におきましては別表第2という形で建築物の制限について、その細かい部分のところでございますが、それを規定をしております。1つといたしまして、吉田堰西地区整備計画区域ということであります。これは場所といたしましては吉田の長者原公園の南側の区域、吉田堰西の土地区画整理をした部分でございますが、(6)建築物の高さの制限というところがございます。現行では、その右が現行でございますけども、次に掲げる高さの区分に応じそれぞれ次に定める数値以下ということで、最

高の高さ 1 5 メートル、軒の高さ 1 2 メートルというふうに制限をしておりますが、これを改正では削除をする というものでございます。

理由といたしましては、この区域内が、用途がですね、全て第一種低層住居専用地域という用途になっておりまして、この用途地域におきましては、建築基準法の55条によりまして10メートルを超える高さの建築物は建築できないということになっております。現行においては、先ほど申しましたように高さ制限がありますけども、そういった建築基準法の規定がございますので、これを改正によって削除するというものでございます。削除はいたしますけども、最高の高さは、その建築基準法によりまして10メートルということで制限されるということで御理解をいただきたいと思います。

それから、2の吉田八幡原地区整備計画区域でございます。これは場所といたしましては浄化センターの南側になります。

(1)の建築してはならない建築物ということでございます。右端のですね、工業系の区域になっておりますけども、ここの部分にウといたしまして、改正といたしましてカラオケボックスその他これに類するものというものを追加するのが1つ、それから、そのウのちょっと上でございますけど、場外車券売場という形で、現行がですね、場外馬券売場という形になっておりますので、これを車券売場という形で直すものでございます。理由といたしましては、工業系区域、いわゆる、ここの区分けをしてある工業系区域でございますけども、用途がですね、準工業地域になっておりますのでカラオケボックスが建築可能というエリアでございます。もともとのその地区計画におきましては、建築物の用途の制限におきまして、カラオケボックス等については建築してはならない建築物ということで記述が入っておりますので、今回、改正をさせていただきまして、この記述をウのほうに加えるというものでございます。

それからその下、5ページになりますけども、4番のアメニティタウン芝茶屋2 1地区整備計画区域でございます。これは、東京都市大学塩尻高校の北側のエリアになります。地区整備計画区域の(6)建築物の高さの制限の欄のところですが、右側の現行をごらんいただきたいと思いますが、専用住宅区域と沿道利用区域にまたがりまして高さの制限が書かれております。これを改正によりまして、沿道利用区域のみ適用するというものでございます。理由といたしましては、この専用住宅区域、今回、除くの部分でございますが、専用住宅区域につきましては、先ほどと同様、第一種低層住居専用地域になっておりますので、10メートルの建築基準法によりまして10メートルの高さ制限がありますので、今回、この部分については削除をするというものでございます。

続きまして次のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。6 広丘駅東第一地区整備計画区域でございます。この部分につきましては、右側の現行でございますが、一番下のほう、沿道利用区域の下ですが、アンダーラインの、敷地にあっては、200というふうになっておりますが、ちょっと、後の文言が足りませんので、敷地にあっては200平方メートルということで平方メートルを今回、加えさせていただくものでございます。

それから、その次の14片丘山麓しののめ地区整備計画区域というものですが、これを今回、加えるというものでございます。

まず(1)建築してはならない建築物等ということで、地区整備計画区域の全部というような形で、次に掲げる建築物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用途に供する建築物を除く。)以外の建築物ということで、(ア)工場、(イ)発電所、(ウ)熱供給施設、(エ)といたしまして、(ア)か

ら(ウ)までに掲げる建築物を操業するために必要な建築物ということで定めさせていただいております。 つまり、この地区におきましては、その(ア)から(エ)までの建築物以外は建築してはならないということでございますが、その大前提といたしましては、廃棄物の処理に係る建築物は建築できないということで規定をしているものでございます。

それから、7ページの容積率の最高限度ということで、10分の15としています。これにつきましては、市街化調整区域では10分の20、つまり200%までいいわけでございますけども、これを150%に制限することによりまして、空地を確保して良好な環境をつくるということで、10分の15ということで規定をさせていただいております。

それから、次の(3)と(4) 建ペい率の最高限度と敷地面積の最低限度につきましては、ここでは規定をしておりません。

それから、(5)の壁面の位置の制限でございます。建築物の外壁、またはこれにかわる柱の面からの距離が、次に掲げる距離の区分に応じてそれぞれ次に定める数値のものということで、(ア)といたしまして、道路境界線までの距離2メートル以上、(イ)といたしまして、隣地境界線までの距離2メートル以上ということで規定をさせていただきまして、このことによりまして2メートル以上離して建築することによりまして、空地を確保して周囲の圧迫感をなくすということでございます。

それから、(6)の建築物の高さの制限でございます。10メートル以下、ただし、建築物等の機能上やむを得ないと認められる場合は、この限りではないということで規定をしております。この高さ制限につきましては、県の市街化調整区域の開発基準というものがございますけども、この高さ指定がありまして、その中で建築物の高さ10メートルを超えないものということで規定をされておりまして、それに合わせたような形で規定をさせていただいているものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

金子勝寿委員 6ページのですね、ちょっと先ほど、敷地面積の最低限度のところですね。現行では敷地にあっては200ということで、今回、平方メートル加えるんですが、これ、単純な条例のいわゆる欠如だったのか、それとも何か意味があるのか、ちょっとその辺。

都市づくり課長 これにつきましてはですね、前に平成7年のときにですね、この条例に関しまして、実は平成7年6月30日に改正をしております。高出和出地区というものが条例に加えるにあたりまして、そのときに建ぺい率でございますとか容積率に関する条項を加えてございます。そのときにですね、ちょっと記述のミスという形で削除されたものと思われますので、単純に抜けている部分ということで御理解いただきたいと思います。

金子勝寿委員 ちょっと若干、厳しい言い方かもしれないんですが、そういう場合、特に庁内でこれ、気づいた後、処分とかはなかったんでしょうか。というのは、国の場合は、法令でもし、めったにないんですけどあった場合は、それなりに、そのまま出ていってしまったものに対してきちんとした責任を問うことはあるんですが、庁内の場合は特に、条例であってもこういったミスがあっても、まあしょうがないで済ますなのか、ちょっとその辺、どうなんですかね。副市長とか、ちょっとお話しいただければ。

副市長 特段、処分をした経過はございません。

金子勝寿委員 済みません、重箱の隅をつつくような話かもしれませんが、条例なもんですから。規則は別に

ね、市長が変えても全然それは構わないもんですが、今後、気をつけていただければと思います。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

副委員長 6ページから7ページにかけて、建築物が(ア)から(エ)まで示されてますが、(エ)の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物を操業するために必要な建築物、これは以前の説明の中では、事務所棟あるいはそれから休憩室等をつくるという御案内もあったんですが、例えば、ここはさらに盛業され活発になってきまして、従業員の官舎あるいは宿泊施設をつくりたいなんて話があったら、それはどうですか。

都市づくり課長 その部分につきましては、具体的にですね、今後、そういったものが出てくることも想定されますけども、そのときに、やはり、この文書上で機能上やむを得ないということで認められる場合ということでございますんで、その部分につきましては、私どもも当然判断をさせていただきますし、県のほうにも事前にその協議をさせていただいて、可能であるかどうかというとこで判断をしてきたいというふうに思っています。

副委員長 拡大解釈しちゃって、その宿泊施設がだんだんでかくなっていったら大変だっていう、ちょっと危惧があったもんですから、そんな質問しちゃった。はい、ありがとうございました。理解しました。

永井泰仁委員 宿泊施設は、定期借地契約の29年間でしたがね、その中ではできないはずになってると思って、私、確認したつもりですが、その辺の兼ね合いはどうですか。

F Pプロジェクト推進室長 この場合、定期借地の場合はですね、木材加工業、それから木造建材製造業並びに発電の業に要する建物という形で貸せるということになっております。

永井泰仁委員 だから、常時宿泊的な施設は定期借地契約の用途の中ではできないというふうに規定されていると思いますが、その見解はどうですか。

F Pプロジェクト推進室長 これは先ほどの条例と同じ内容でございまして、この用に供するために必要なものについては認められるというふうに解しますけれども、それ以外に宿泊を専用とするということについては、認められないというふうに考えます。

委員長 よろしいですか。

永井泰仁委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

牧野直樹委員 ちょっと教えてください。工場で建材、フローリングとかつくるわけだよね。それの出た端材を発電のほうに燃やすっていうことで、それは廃棄物とか、そういうのには当たらないっていう解釈でいいわけかや。

F Pプロジェクト推進室長 同じ敷地内で同じ業者がみずからの用に供するということで、外に無償で出して 処分をするというものではないので、廃棄物には当たらないと。

牧野直樹委員 当たらない。

委員長 よろしいですか。

牧野直樹委員 外に出さなきゃ、その敷地の中であればいいってことだね。今までは、違う会社でやってたときは外へ出したんで廃棄物と、こういうことになるかや。

F Pプロジェクト推進室長 製材のところの工場の例で言いますと、おが粉とかですね、そういうものについては自社の中で今まで処分できなかったということで、それを廃棄物として出すのか、あるいは有益物として、

例えば堆肥に使うとかっていうことで有償で売っているということになれば、有償で売っている場合については 廃棄物ではないというふうに解釈してます。

委員長 よろしいですか。

牧野直樹委員 また後で。勉強してからやるわ。

委員長 ほかにありますか。

中村努委員 この地区計画の面積が19.7へクタールということで、今回、賃貸する面積は11へクタールということは、そのほかの分は、この地区計画で示されたような活用の仕方というのはできるということですか。

F Pプロジェクト推進室長 賃借する部分との差が生じてるわけでございますけども、その部分については、 道路部分であるとか調整地部分、それと残置森林ということで保全してかなきゃいけない森林部分がありますの で、地区計画の区域よりも実際に賃借する部分は少なくなっているということでございます。

中村努委員 そうすると、お貸しする土地以外の部分は、地区計画の面積に入っていても一切手をつけられないと、道路つくる以外にはという解釈でよろしいですか。

F Pプロジェクト推進室長 そういうふうに解していますし、当然 その土地については市が所有しておりますから、市としてそういうことはしないという判断をしております。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

永井泰仁委員 この片丘のしののめ地区の計画はですね、これは当然、認めていくべきものだというふうに思っておりますが、このほかに市が開発誘導エリアで2カ所誘導しているということでありますが、柿沢とか、例えば何ですか、桔梗大橋の南地区ですか、ここについても、ある程度の話なりそういう事業がまとまれば、手法としてはこの地区計画による除外といいますか、そういう手法でやられるのか、今後の考え方についてお伺いをいたします。

都市づくり課長 今、お話のほうで柿沢とですね、いわゆる大門のところの今、開発誘導エリアということで 先日の議会でも答弁させていただいた部分ございますけれども、開発誘導エリアにつきましては答弁のとおり、 今、区画整理を前提として進めておりますし、柿沢の苗圃につきましては、今、農地として使用しております。 今後、何らかの形でですね、ほかの事業等出てきた場合にはですね、そのときの具体的な事案に沿ってですね、 地区計画を定めなければならない、いわゆる 5 ヘクタール以上の大規模開発でありますとか、そういったものに ついては地区計画を定めてまいりたいと思ってますので、具体的に出てこないと、今のところちょっと明確な答 弁ができないという状況でございますがよろしくお願いします。

永井泰仁委員 柿沢なんかは特にね、ブドウの苗木を植えたりして3年間やって様子をみて、また今後どうするかっていうような形のときに、あの辺の、やっぱり行政としてもね、土地利用をどういう方向へ誘導をしていくかっていうことで、そういうものに適したものが出てくるのか、また違うものが提案されてくるのかは知りませんけども、やっぱり、この辺の地区計画である程度、市がもってくところについては、ただ単に開発誘導エリアということでなくしてね、少し具体的な、こういう系統のものがこの地域には適してるとか、そういうこともこれからは事前に検討をしといて、ある意味でまた貴重な土地になるもんですから、市も誘導をしてく必要が出るんじゃないかということで、ちょっと姿勢としてね、計画が出されたもんで具体的にじゃないと全然わからないということじゃなくて、ある程度そういうことで開発誘導エリアについては市もね、どういう系統のものがい

いかっていうようなことも、ある程度また練っとく必要が出るんじゃないかというふうに思います。これは要望でいいですが。

委員長 ほかにありますか。

金子勝寿委員 4、5ページのですね、吉田八幡原地区整備計画区域の、カラオケボックスその他これに類するものというのが、今回、入っているわけですが、地元といってもあまりお住まいの方は少ないと思いますが、利害関係者等への、いわゆる制限がかかることについての説明はどうなっているのかということ、またこの辺、宿泊施設等あると思うんですが、その辺どういうふうに、いわゆるここに議会、都市計画審議会等を経る前にどういった形での説明をしてあるのかということをお願いします。

都市づくり課長 これにつきましては、吉田八幡原の地区の地区計画を定めるときにですね、当然、土地計画 審議会に諮ってございますし、地区計画を定めるにおいてですね、関係者の皆さんにこういう地区計画を定めて いきますということでお話をして御了解をいただいてるものでございます。今回、ここに加えるものが、先ほど もちょっと申しましたけども、地区計画には記述をされてるもんですから、今回、工業系の区域にですね、これ を追加して記述をするというものでございますので、そんなことで御理解いただきたいと思います。

金子勝寿委員 ちょっと確認ですが、地区計画にはもう既にここに、条例に記す前に既存に書かれているものだと。今回、工業地域になることによって、初めて条例に記載されるということでいいんですかね。計画にはもう既に書いてあったと。地元の住民にもそういう認識でいたところで、今回、こういう変更に当たって条例にきちんと記載することになりました、という解釈でいいんでしょうか。

都市づくり課長 はい、そういう解釈でございます。地区計画を定めたときにですね、記述をされておってですね、本来であれば、その部分も当然そのときに入ってくる部分でございますけども、いろいろ確認をしてく中で入っておらなかったもんですから、今回、追加で記述をさせていただいたということでございます。

金子勝寿委員 ちょっと聞きたくなっちゃったんですが、例えば地区計画には書いてあったけども、カラオケボックスをつくりたいと、もし申請があった場合は、条例上とか法令上は許可をおろさざるを得なかったということですか、今までは、

都市づくり課長 今のところそういった事案はございませんでしたけれども、もし仮にですね、この間にそういうことがあった場合はですね、お話をさせていただきますと、条例上規定がございませんので、ただし、地区計画の中では定めておりますので、当然、建築確認等が出てきたときにですね、うちのほうとしては行政指導という形でですね、勧告をという形だと思いますけども、そういった形でですね、やらせていただきますけども、いわゆる条例のそれよりももうちょっと上の条例の縛りというところにつきましては、お話のとおり、ちょっと弱い部分になっていたという状況でございます。

金子勝寿委員 こういうのは、ほかにはないんでしょうかね。いわゆる計画、住民にはここもできませんって 言っときながら、よくよくみたら法令上の根拠。今のお話聞くと、地区計画っていうのがどれだけの法的根拠が あるかは知りませんが、条例とか法規になってないものは基本的には効力を発しないというものなので。たまた まここは一例で、ほかはちゃんと大丈夫だということをお願いしながら、要望で質問終わりたいと思います。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

議長 確認であれですが、例えば 7 ページのですね、熱供給施設っていうのですね、これは具体的に言えば、

例えば余熱を利用するような施設はつくってもいいということですか。

都市づくり課長 熱供給施設と申しますのは、定義といたしまして熱供給事業法っていうのがございます。その中に熱供給施設ということで規定がされています。いわゆる供給するほうのものという形で考えていただければいいんですが、熱供給事業の用に供するボイラー、それから循環のポンプでありますとか整圧器、それに関する設備でありまして、熱供給事業を営む者の管理に属するものということでございますので、供給する側の施設ということで御理解いただきたいと思います。

議長 ということは、例えば余熱利用的な施設はつくっちゃいけないってことですか、建物としては。

都市づくり課長 熱供給施設でございますので、いわゆる熱供給をされて受け身の側の施設はこの中ではだめだということでございます。

議長はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第20号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

下水道課長 先ほどの議案審議の中で責任技術者の数についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。 現在、市内に住所を持っております責任技術者の数については、約百人ほどがございますので御報告いたします。

永井泰仁委員 登録者は100人ですけれども、今、業者も大分減ってきているんですが、その登録した人をですね、市内ですが、実質的に従事をするとか営業活動とか事業活動のない人は抹消するとか、そういうことは検討したことはないでしょうか。

下水道課長 それでは、担当してます細井係長のほうからお答えします。

総務係長 登録につきましては、下水道の工事指定の登録は5年に1回更新がありますので、その時点でもう更新の手続きが行われない者につきましては、そこで登録が抹消ということになります。それとあと、工事の主任技術者というかその者につきましても、講習会が有効期限っていうものがございますので、その有効期限を過ぎた場合、本人がやる意思があればその受講をしますけども、その受講料もかなり、1万円とか高いもんですから、その時点でもう既にそういう方についてはやめていくということで理解をしてございます。

永井泰仁委員 いいです。

委員長 よろしいですか。それではこの際申し上げます。10分間休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いします。午前11時20分まで休憩にいたします。

午前11時09分 休憩

委員長 それでは、休憩を解きまして、引き続いて審査を続けます。

議案第17号 市道路線の認定について

委員長 議案第17号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

建設課長 議案説明資料63ページをお開きください。市道路線の認定ということで、塩尻市道認定基準に適合するため、今回2路線をお願いするものでございます。

(1)の地区要望に伴うものということで、場所につきましては桟敷区でございます。地区要望と申しますのは、土地所有者からの承諾を得たということで寄附をいただきました。

次の64ページをお開きください。国道20号のバイパスの北側になります。向陽台の団地でございます。丸 印のところが市道になっており、矢印の先の市道、市道から市道へつながるということで26メートル、向陽台 団地2号線ということでお願いしたいと思います。

また63ページへお戻りいただけますか。(2)の開発事業に伴うものということで、ここは高出三区になります。資料65ページ、申しわけございません、お開きいただきたいと思います。開発道路ということで高出三区のL型で、これも市道から市道へつながるということになっておりまして、芝茶屋13号線ということになっています。ちなみに、この地区につきましては、住宅も、今7軒新築をして住環境も整備されているところでございます。以上、よろしく御審議のほどお願いします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第17号市道路線認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8 款土木費

委員長 議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を議題といたします。順次説明を求めます。

農林課長 それでは、議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案資料15、16ページをお開きをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費でございます。19節の負担金補助及び交付金3,619万4,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、本会議の中でも何点か答弁させていただ

きながら御説明をしてございますけども、4月20日の中信地域では観測史上最も遅い降雪、さらにそれに伴いまして4月の22日には早朝、長時間にわたりまして低温ということで、凍霜害によります被害者への支援対策でございます。

なお、この補正につきましては、被災農家の皆さんの営農意欲の減退を防ぐとともに、ぜひ前を向いて農業に取り組んでいただくということを主とした助成でございまして、5月の1日の被害の調査をもとに補正を組まさせていただいてございます。そのようなことから、現在、両JAにおきまして組合員を対象に調査を行っておりますし、これからワイナリーへの生産者組合等の生産者、または団体、または直売所の皆さんの組合等々ですね、調査をすると同時に、広報等使いまして塩尻市内の生産販売農家等への調査等を行いまして、その後、被害面積ですとか被害割合等が今後出てくるかと思います。そのような状況を見たところで再算定をいたしまして被害額等もはっきりしてまいりますもんですから、この後、再補正をお願いするというような可能性もあるもんですから、その辺をお含みいただきながらお願いをしたいと思っております。

それでは、1つ目の丸の園芸産地基盤強化等促進事業の中の農作物等災害緊急対策事業補助金の3,519万4,000円の補正をお願いするものでございますが、具体的な支援内容といたしましては、対象農家といたしまして、おおむね年間20万円以上くらいの生産販売を行っている農家を対象とさせていただきたいと思っております。被害調査につきましては、先ほども申し上げましたとおり、JA組合員におきましては組合員の技術員が、またワイナリーですとかワイナリーへの生産者、それから果実直売所の組合の皆さん、それから今後、広報やラジオ、メディア等使いましてこれらに属しない生産販売農家の皆さんから出されました被害届等につきましては、市の農業技術者連絡協議会で調査をさせていただくというふうに思っております。

支援の内容でございますけども、果樹につきましては、この調査をもとに7割以上の壊滅的な被害を受けた方、また3割から7割の多少収穫が見込める方、また3割以下のですね、収穫量が低減するというようなことで3段階を、果樹農家につきましては3段階に分けて支援をしてまいりたいと思っております。具体的にでございますが、壊滅的な被害を受けた方、またそれぞれ被害の度合いに応じてでございますけども、農薬ですとか、肥料代について負担軽減をお願いをしていきたいと思ってございます。それから、果樹の関係で被害対策といたしまして、この春先、霜よけ用の燃焼材を使った方がたくさんおります。また緊急的にですね、被害後に購入をいたしました花粉につきましても、全額支援をしてまいりたいというふうに思っております。

また、果樹につきましては樹勢管理のためにですね、今後、収穫を見込めなくても、ならせなくてはならないというようなことでございまして、それによりましてさびが発生して変色ですとか、変形球になってまいります。 等級外品になっていくわけでございますが、これらにつきましてJAの直売所ですとか市内量販店におきまして、 希望の果物応援フェアという形で4回ほど開催をいたしまして、消費者に理解をいただきながら被災者支援をしてまいりたいというふうに思ってございます。これにつきましては事業主体がJAで、そのJAの行う事業に対して2分の1を助成をしてまいりたいというふうに思っております。

続きまして野菜でございますが、野菜につきましては、アスパラですとか、またレタス、キャベツ等の被害がありましたけども、アスパラ等につきましては全刈りをしたということでございまして、早く次の発芽を促進するために追肥等をしてございますので、その辺の全額の費用を、またレタス、キャベツ、モロコシ等につきましては4月20日以前に定植、播種等いたしまして被害に遭われた方につきましては、種代ですとか、また代替用

のですね、種等を支援をしてまいりたいと思っておりますし、野菜の中では殺菌剤を打ちまして品質低下を防いだというとこでございますので、この辺を含めて全額を支援してまいりたいと思っております。あとレタス、ピーマン等につきましては、苗を植えかえたというような状況でございますので、それにつきましても、代替用の苗について支援をしてまいりたいと思ってございます。なお、補正に係る5月1日時点の被害に基づいての試算でございますが、果樹関係につきましては1,850万円余、そして野菜につきましては1,750万円余ということで試算をさせていただいて計上させていただいてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは2つ目の丸になりますが、農業振興資金等利子補給事業25万円でございますが、これはJAと協力いたしまして無利子貸付の制度を準備したものでございます。限度額が200万円で、市の負担分といたしまして2.5%分を支援をしておるものでございますが、これにつきましても、通常は今まで5年を返済期間でありましたけども、今回につきましては8年という返済期間を長くさせていただいて、2年間の据え置きをもちまして資金融資をしてまいりたいという形でJAとお願いしてございますので、よろしくお願いいたします。

それから3つ目の丸でございますが、ぶどうの里づくり等推進事業でございますが、これは従来からブドウ等の雨よけハウス、または暖房機、さらには灌水用の施設等につきまして3分の1を助成したわけでございますが、最近、この事業につきましては申し込み等が減少しているというような状況で、平成25年度につきましては1棟分を予算化してございましたが、この被害を受けまして農業委員さん等からも提言がありまして、やはり、今般の気候の変動等を思えば、ハウス等を設置した栽培もこれから必要であるというようなことでございまして、これから希望農家等が出てくる可能性がございますので、3棟分の補正をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

農村・里山担当課長 その下の段、6目農地費についてお願いいたします。右のページ白丸の土地改良事業、その下黒ポツの農業農村基盤整備工事の300万円でございますけども、国の新規補助事業、農業水利施設保全合理化事業の導入により北小野地区にあります勝弦ため池、相吉上ため池、相吉ため池のフェンス工事300メートルの設置を要望してまいりましたが、このたび採択される運びとなりましたことにより、補正計上をお願いさせていただくものでございます。

その下の黒ポツ、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金でございますが、16万6,000円につきまして、この事業につきましては国営事業等により造成された農業水利施設について、土地改良区の管理、塩尻市にとっては中信平右岸土地改良区でございますけれども、その管理に対して国50%、県10%、市が40%の割合で負担をし、支援を行う制度ですが、国の25年度について予算が未定であったため、24年の決算見込みベースで当初予算は計上させていただきましたが、5月に入り国の予算が確定したことに伴い、事業費の増に伴う補正増をお願いするものでございます。

その下の欄 8目土地改良施設維持管理適正化事業費でございますけども、右のページ、同じ事業の黒ポツ、ポンプ施設維持工事の400万円でございますけども、この事業につきましては、国30%、県30%、それと市の5年間の積み立てによりポンプ施設などの整備補修を行い施設の延命を図る事業でございますが、当初予算においては既に加入、認められておりました青木沢中継機場のポンプのオーバーホールを予定していましたが、塩尻送水機場について24年診断を受け、25年からの加入は認められましたが、診断の結果、老朽化が進んでいることが判明しましたので、施工時期についてこのたび青木沢中継機場と塩尻送水機場の施工を振りかえて、

本年度、塩尻送水機場の施工が認められたことにより、増額分をその補正増額をお願いするものでございます。

農林課長 続きましてその下の段になりますけども、2項林業費1目林業総務費の委託料500万円の補正をお願いするものでございます。この事業につきましては、平成24年度の3月議会で国の緊急経済対策事業の中で、市で執り行う事業ということで補正をお認めいただいたわけでございますけども、その後、国と県との協議の中で事業推進に当たりましてですね、まだ協議がしっかり十分煮詰まらないという形の中で、県のほうで平成24年度の補正予算に間に合わなかったということで新年度予算に県のほうで組んでいただいたという形の中で、本市といたしましても平成24年度の補正予算で計上したわけでございますが、それにつきましては、このたびの専決で一度減額をさせていただいて、今回、改めて補正予算をお願いしたいというものでございます。

内容につきましては、前回も御説明させていただきましたけども、本市の森林の樹種ですとか、林齢、また材積量、また持ち分の区分等をGISの機能等を用いまして図式化をいたしまして、またあわせてデータをですね、蓄積をいたしまして、そのような調査を行うということでございます。この調査を行って出ました結果に基づきまして、市といたしましては今後になりますけども、森林林業の関係機関ですとか団体の代表等お集まりいただいて、豊かな森づくり協議会等を設置をさせていただきたいと思っております。その協議会等をもとに本市の森林林業の将来像を研究、検討をしながら、全国のモデルにもなるような森林づくり、塩尻モデルプランというのをこの協議会の皆さんで作成をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。そのもととなるデータをまずつくっていただきたいということを委託したいと思っております。

また、資源量調査の結果が出てまいりましたところで、県が進めております林業経営団地をですね、本市も取り組みを進めていきたいということでございます。この林業経営団地の候補地となるところをコンサルにお願いして抽出をしていただいて、エリアが決まったところで、実際に森林整備に取りかかるために作成をするということで森林経営計画っていうのがございますが、これは森林法が23年に改正されて24年4月からスタートしたわけでございます。この森林を整備する場合、必ずつくらなくてはならないというのがこの計画でございます。この義務化された計画をですね、コンサルから、計画をつくるためにその辺の所有形態ですとか、材積量、また伐期齢、路網の配置、またコスト等の計算等をですね、現地調査を行いながらコンサルから基礎資料をつくっていただくということを、ここで委託をしていきたいというふうに思ってございます。

これによりまして、市の山のですね、個人の私有林、私林でございますが、所有形態の違いですとか水源涵養の自然景観の保全ですとか、またそういったようなことの有害鳥獣等の問題もございますが、その辺の被害対策等含めまして市の山の今後の整備、保全に当たりましてモデルとなるような山づくりをですね、進めてまいりたいということでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、今回につきましても、国の森林整備加速化林業再生事業を活用いたしまして、10分の10の補助で実施をする予定でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

商工課長 その下の7款商工費1項商工費1目商工総務費でございます。右側に移りまして、白丸の商工総務 事務諸経費の黒ポツ、駐車場使用量返還金2万円を増額補正させていただくものでございます。

本年4月から大門駐車場及び塩尻市駅前広場駐車場につきましては、株式会社しおじり街元気カンパニーへ指 定管理者の指定を行い運営しているところでございます。運営が市から株式会社しおじり街元気カンパニーへ変 更になりましたので、利用者の皆様へ変更の手続きを行っていたところでございますが、大門駐車場の月決めの 利用料金につきまして1企業の4台分の2万円でございます。1台5,000円の4台分ということで2万円になりますが、それの金融機関への自動送金の手続きが未処理だったということで、3月31日に振り込まれまして、その事実が判明したのが4月1日でございました。既に3月31日をもちまして駐車場事業会計が閉鎖されているために、振り込まれた金額2万円を、今回、一般会計から返還をさせていただくというものでございます。

17、18ページをお開きいただきたいと思います。7款商工費1項商工費2目商工振興費の右側の白丸、地域産業振興推進費の黒ポツ、OSS推進事業委託料1,021万4,000円を増額補正させていただくものでございます。OSSというものでございますが、オープンソフトウェアシステムの略でございます。ソフトウェアの設計図に当たりますソースコードが無償でインターネット上で公開され、そのソフトウェアの改良、再配布が自由であるライセンス形態のソフトウェアのことでございます。メリットでございまして、導入コストを低く抑える、また特定の開発企業に囲い込まれることなくサービスが提供できるというようなメリットがございます。IT専門調査会社によりますと、2012年の市場規模が6,700億円、2017年までの平均成長率が10.2%で、2017年には1兆960億円、約1.6倍の市場が見込まれるということでございまして、2015年がピークじゃないかというような、そういった調査結果が出ております。背景といたしまして、新たな機関産業への取り組みといたしまして、そういった全国のOSSへの評価、またニーズの高まりなどから、OSSの先進的な取り組みは、市内企業の活性化と新たな企業集積によります雇用拡大が図られると判断いたしまして、システムの地産地消を目指すものでございます。既に徳島県、島根県、長崎県、三鷹市等で事業展開をしております。また、OSSを活用した新産業振興の展開を図る提案がSIPの入居企業からも寄せられておるというような背景がございます。

具体的な例といたしましては、市の図書館システムがあります。市立図書館のシステムでございますが、街づくり三鷹のほうからですね、そのOSSのシステムを提供いただきまして、それに改良を加えまして市の図書館システムは今現在運営されているというのがございまして、いわゆる大手のですね、パッケージの基幹ソフトですと数千万、何千万、億単位というようなことでかかるわけでございますが、そういったOSSを活用した自治体のですね、ニッチなソフトウェア開発といいますか、隙間的なですね、そういった大手でもってやっていないようなニッチ的なソフトウェアの開発に今後、全国からのそういった自治体、企業からもニーズが高まるというものでございます。今後は具現化に向けまして(仮称)OSS推進協議会を設立いたしまして、人材育成ですとか研究開発、業務開拓などを市振興公社、市内企業と連携して推進していくというものでございます。財源につきましては県の緊急雇用創出事業の中のメニューでありますが、起業支援、起こす業ですね、起業支援型地域雇用創出事業の県補助金10分の10、これはアベノミクスの3本の矢のうちの財政出動分でございますが、そういった財源を10分の10使って取り組むというものでございます。

今後につきましては、年内に個別計画を立てまして人材育成、またビジネスモデル、トライアル開発、トライアル営業、広報宣伝などを行いまして、年明けにはビジネスを開始するという予定でございまして、本格的なビジネス拡大は平成26年度を目指しまして、平成27年度からは自立化に向けた展開を目指しているものでございます。

1 , 0 2 1 万 4 , 0 0 0 円のですね、財源の主な内訳でございますが、人件費といたしましては約 6 0 0 万円、 これは 2 人分でございます。 特にこういった O S S でございますので、 I T 経営戦略企画ですとかウェブビジネ スの戦略企画、そういった両軸で進めることができる経験豊かな人材が必要となろうかと思います。あとはもう 1 人マネージャーの補佐、あるいは市内企業の必要性などの調査、活用などをしていただく方2 名分の人件費が 6 0 0 万円、あと事業費といたしまして 4 2 1 万 4 , 0 0 0 円でございまして、主にそういったマネジメントシステムの構築のための委託費の 2 8 0 万円等々で、 1 , 0 2 1 万 4 , 0 0 0 円の補正増額をさせていただくものでございます。以上でございます。

建設課長 引き続きましてその下、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費をごらんください。

一番上の白丸、生活道路整備事業ということで、市道新設改良工事 1 , 7 8 5 万 8 , 0 0 0 円の増額補正でございます。内容につきましては、冬期の凍上による舗装劣化が著しい箇所について舗装改良を行うものでございます。 1 0 路線 5 6 6 メートル、1 , 7 8 6 平米ということでございます。現在も道路パトロール等を強化し、そのような箇所につきましても別途どんどん整備を進めているところでございます。

その下、幹線道路整備事業、測量設計調査委託料ということで1,050万円の増額補正でございます。中央 道西側の側道、市道根治垣千本原線でございます。信州Fパワープロジェクト関連ということで、大型トレーラ ーが通行するに当たり一般車両の交通量を分散するということで、朝夕の通勤時間もスムーズに通行できること を目的とすることで、今回、調査費を盛らせていただきました。

その下白丸、歩道整備事業ということで、市道芦ノ田原村線でございます。ふれあいセンター洗馬から県道上今井洗馬停車場線までの歩道未整備区間を整備するものでございます。付近には洗馬小学校、妙義保育園の通学者がおり、またふれあいセンター洗馬の利用者もございます。それぞれ延長につきましては260メートルの2.5メートルの歩道ということでございまして、社会資本整備総合交付金事業を活用し行っていくものでございます。以上、よろしく御審議のほどお願いします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

永井泰仁委員 今の、その幹線道路整備事業のFパワー関連ですか、中央道の西側ですがね、これは当然、地元要求も出てるし、やらなきゃならないことだとは思いますけれども、これが当初の予算になぜ計上をされなかったのか、その辺の理由についてお伺いをします。

建設課長 事業の進み具合の話の中で、大型トレーラー等の具体的な通行の様子がみえてきたものですから、 今回、ここで補正をさせていただきました。

永井泰仁委員 これには直接関係ないですけれども、1日約110台くらいのね、大型車が往復するということですが、できれば県道南原停ですか、から側道通るじゃなくて、塩尻インターから出てバイパスで山麓線ルートのほうをですね、通っていただいたほうが中学生等の通学路とか、いろんな関係で支障がないというふうに思うんですが、これはまだ時期は早いかと思いますが、山麓線のほうへ回すような、そういう業者への指導はできないものか、関連の質問ですが、お伺いをいたします。

FPプロジェクト推進室長 まだ搬入ルートについて的確にこのルートで入ってくださいという話はまだ、現在のところはまだこれからということです。ただ、搬入につきましては、直接 Fパワープロジェクトの事業地を使って発電あるいは製材をする業者が持ち込むということではなくて、搬入はそれぞれの相手方っていうか、木材を出してくる側から搬入がされてくるということになりますので、そのことについては県のほうで安定供給事業という形で全体を調整していく、一元化していくと、こういう話になっておりますので、県ともよく相談をし

た上でそのルートについては適切な指導ができるのであれば指導をしてまいりたいというふうに思いますし、そういう状況をこれから協議していくというふうに考えております。

永井泰仁委員 この問題はかつて丸山委員も指摘したとおりでございましてね、広丘駅から東のほうっていうと、善立寺があったり、小中学生、それから丘中学校等がございまして、できたらですね、あんまり問題のない塩尻インターからバイパス、山麓線経由ということで、これは地元もですね、広丘の野村のほうもいろんな面で交通安全対策等も考えるってなことを、私も課題をもらっていますけれども、主体はね、山麓線のほうをできるだけ通ってもらうように県のほうへもですね、ひとつ強力にそういう声はですね、上げて、そんな方向でまた各業者のほうもね、協力していただけるような体制ができるようにですね、市からも強くこの点については要請をしてほしいと思いますが、再度お伺いをいたします、その辺は。

FPプロジェクト推進室長 当然、集落内、あるいはその通学路に関連する道路、そういうものについては、 当然、避けていくことが望ましいというふうに私も理解しておりますので、この部分については先ほど申し上げ たように県との相談の上、どういう対応をとっていくか、あるいは時間等のを含めてどんな形で搬入するのかっ ていうことの具体的なことについては、これから協議をさせていただきたいというふうに思います。

永井泰仁委員 県のほうへしっかり要望をしといてもらわないとですね、県道南原停のそのオーバーレイから始まってですね、今度通るっていうことになると、いろいろ地元でもくすぶっておりますんで、ぜひ強力にですね、できるだけ安全な方法でということで市からも提案をしてほしいということで要望っていうことにしておきます。

委員長 ほかにありますか。

丸山寿子委員 永井委員の質問にちょっと関連してお願いしたいんですが、今の丘中学校ところなんですけれども、特に吉田方面から、北側のほうから通学する子供たちは歩道がなくて、そして信号機で待っているところが非常に不安定なところで待っているというような現状があるので、その辺については十分考慮を特にしてほしいというふうに思ってるんですが、そういったことについての検討もお願いしたいんですけど、ちょっとその点、1点お願いしたいんですが。

建設課長 状況をみて判断させていただきたいと思います。

丸山寿子委員 それから、今のところで質問お願いしたいと思うんですけれども、幹線道路の測量の調査ですけれども、いつごろになるのか、おおよそ、これはいつごろから調査するのかについてお聞きしたいんですが。

建設課長 来週の火曜日18日ですけれど、地元区のほうで初めて私たちも顔を見ることができます、関係者と。東山地区対策委員会とのワークショップにおいてこの整備の仕方についてやっていきたいと思っています。 よろしくお願いします。

丸山寿子委員 期間はどのくらいですか。

建設課長 最短でも6カ月くらいをみております。年度末までやりたいと思ってます。

委員長 丸山委員、いいですか。

丸山寿子委員はい。

金子勝寿委員 17、18ページのOS S推進事業で、済みません、ちょっとねらいを端的にお願いしたいということと、あとどういうところを具体的に、例えばこの事業を導入したらどういう形の効果があるのかとか、

多分、予算的にはこれだけじゃなくていろいろあると思うんですが、もう少し端的にお願いします。

商工課長 SIPの入居企業の関係になりますと、今まで組み込みソフトが中心としてやってまいりました。 ただ、リーマンショック以降ですね、大手メーカーの海外展開等が加速されているような背景がございまして、 なかなか国内でのビジネスというのは減少してきたというような現状でございます。ただ今後も自動車産業です とか、IT関係での組み込みソフト需要がございますので、継続して取り組むということは間違いはないわけで ございます。

今回のですね、OSSの関係につきましてですが、新たなIT企業におけます新産業といいますか、新たな展開ということの中でですね、市内企業のコアな企業を中心といたしましてSIPの企業、あるいは市内でソフトウェア開発をしています企業さんを中心といたしまして展開をしていくというのが背景でございます。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げました基幹的なプログラムですね、いわゆる行政、自治体と民間と2つ、こう考えられるんですが、自治体で言えばですね、住民基本台帳の関係ですとか税の関係ですとか、いわゆる大手がやってるそういったパッケージソフトでなくですね、今こういった時代ですのでパソコン、何て言うんですか、各自治体の中で独自にやっておりますそういったソフトウェアの部分、そういったものを実は想定して開発に取り組みたいというふうに考えておりまして、今年度成功事例、ビジネスモデルをつくりまして展開していくということでございますが、オープンソースでありますので、全国、世界どこからでも見れますので、そういった成功事例をつくってですね、ほかの全国の自治体からそういった要望といいますか希望といいますか、そういったビジネス展開ができるような形を想定しています。

また企業におきましても、やはり今、中小企業ですと、なかなかお金がかるというようなこともありますので、例えば管理的なソフトの部分ですとか、そういったものもですね、企業のニーズを伺いながら、先ほど言いましたようにソフトウェアの地産地消と言いますか、地元に密着したそういったソフトウェアの開発、そして展開をしてまいりたいというようなことでございます。

金子勝寿委員 SIPの中も含めて具体的に市内のどのくらいの、何社ぐらい、例えばこの委託料等の補助で対象として会社でやるのかとか、もしくは今、図書館のシステム、ルビーで動いてるんですが、それのほぼ同じような会社になるんだったらそれはそれでいいので、少しその辺お話をいただきたいのと、もしそれができた後、いわゆるNECさんとか富士通さんに負けないぐらい低コストでいいものができましたということで販売まで考えているのか、2点お願いします。

商工課長 今ですね、想定しておりますのは、SIPの入居企業の皆さんのコアなところということでございまして、アヴァシスさんですとか、そういったコアな企業さんがまず中心となりまして、SIPの入居企業、今 1 1社ございますけども、そのうちの今、半分くらいからそういったこの開発に向けての参加申し込みがございます。またあと、市内のソフトウェア開発の会社からもですね、問い合わせ等があるというような現状でございますので、いずれにしましても市内企業を中心としてやってかないとこれは、なかなか雇用にも結びつきませんし、市の利益にも結びつきませんので、それはもう前提として取り組んでまいりたいと思っております。

あと図書館のシステムにつきましても、三鷹まちづくり会社さんのほうで導入されまして、これも全国から結構、導入したいっていうようなお声があるらしいんですが、なかなか人材不足っていうような点もございまして、なかなか需用に応えられない、ニーズに応えられないというような現状もあるようです。ですから、先ほど言い

ましたように、ほかの県、あるいは三鷹市さんともですね、連携して、例えば三鷹市さんのほうで図書館システムの開発に対して需要があると、ニーズがあると、塩尻市さんのそこの協議会のほうでですね、これをバックアップして一緒にやっていきませんかっていうような、そういった連携もできるようになります。あと、先ほど申し上げましたように、25年度で協議会立ち上げまして、ある程度ビジネスモデルつくって展開していくと。ただ26年度でなかなかそれが立ち上がれるかどうかっていうのもあるものですから、目標としては27年度にはもう民間ベースで独自でやっていただくと。ですから行政のほうは今回の補正予算をお認めいただけましたら、協議会のほうで構築をさせていただいて、そういった成功例、ビジネスモデルをつくりまして、26年度のほうである程度本格的な拡大を目指して、27年度にはもう民間企業とですね、取り組んでいただくと、そんなようなことを想定しております。

委員長 いいですか。ほかにありますか。

中村努委員 16ページのぶどうの郷づくり推進事業に関連して、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。 一般質問でもありましたけど、ちょっと続きになるかもしれませんがお願いします。

この果樹共済の関係で、加入率が35%で県内でもいいほうだというような答弁だったと思いますが、この加入率っていうのは、作付面積に対してその対象とする面積が35%というふうに聞いてるんですが、そんな解釈でよろしいですか。

農林課長 おっしゃるとおりでございまして、農林業センサスで結果樹、いわゆる収穫になる果樹園の面積を 1 つのベースとして計算をしているという、そんな状況でございます。

中村努委員 そうすると、その農家戸数の加入率というものは、これは出てますか。

農林課長 果樹共済の加入率で農家全体でいきますとですね、平成24年度が、農家全体295戸に対しまして35%というような状況で、同じような数字になっております。

中村努委員 戸数の35%ということですね。決して高いとは思いませんけども。

それとですね、ブドウの苗木補助の関係になりますが、これも一般質問でありましたが、平成24年度、2分の1の補助に対して充当率が79%であったという答弁でした。これについては、平成23年までの当制度は、要は総予算が決まっていて、希望者が確定した中で2分の1内で案分して補助額が最終決定されるという制度なんですけど、23年までは、それが超えてしまった部分は補正予算で対応してたんですが、24年だけなぜ補正対応しなかったのか、その辺お願いします。

農林課長 このぶどうの郷づくり事業がですね、御存じのとおり要綱の中で2分の1以内、3分の1以内っていうような形で示されておりまして、23年度までは補正をお願いして何とか補正対応させていただいていたわけでございますけども、果樹の事業の中でいわゆる希望者がですね、どんどんふえてくる中で、やはりどんどん五月雨式に補正を組んでいたのでは対応がしきれないじゃないかというようなことで、ちょっとあまり言いたくない話なんですが、財政当局からもですね、ちょっと指摘がありまして、24年度につきましてはそのような対応をさせていただいたということでございます。

中村努委員 もう1つ、掛金に対する3分の1補助というのもあって、これも要綱をみると3分の1以内で同じような補助の出しかたなんですが、部長の答弁で3分の1ってはっきり言っちゃってるし、これは、市の広報でも3分の1ってはっきりうたってしまってるんですね。現状はその予算内でおさまってるから3分の1満額出

るんですけれども、これが予算を超えて、そこまで明記してしまっているものを、今後どうされるのか。

農林課長 この3分の1につきましても、先ほどもお話をさせていただいているとおり、予算の範囲内で対応をしてるというようなことでありましたけども、今まで従来もですね、補正予算を組ませていただいて、そのいわゆる3分の1に対応するような形でやらせていただきました。ちょっと大変ですが、24年度につきましてはそんなような状況だったものですから、今後ですね、できればきちんと補正できるところは補正を組みながら、その3分の1に適合できるような形で進めていきたいなと、こういうふうに思っておりますし、お願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中村努委員 実際に加入促進ですとか、この補助事業の事務をやってる方々っていうのは、そういう行政内の事情は全くわからないわけですね。たまたま去年は2分の1の申請を出したけども、入ってきた金額が違うと、理由を聞いてもわからないということの中で、恐らく購入の事務手続きをやってる農協がどこかでピンハネしてんじゃないかとか、そんな疑惑につながってきてしまうような事例がありました。私は、この補助制度を、もしね、これだけ補助がもらえるってことが先に決まってないと、営業にならないと思うんです、入ってもらうための。そうすると考えられるとしたら、住宅リフォーム制度のように上限が決まってて早い者勝ちにするのか、希望者は全員補正を出してでも2分の1なり3分の1の補助ってのは確約されるか、そういうふうにしていかないと、この補助金に対する信頼性っていうのは、非常に失われていってしまうと思いますが、今後、どうされますでしょうか。

農林課長 果樹共済の加入につきましてはですね、今回の被害もありまして、本当に果樹共済の重要性っていうのは非常に認識をいたしましたし、農家の皆さんも深く認識をしたというふうに思っております。そのような中で、できればですね、今回のような被害が発生したときにどうしても後追いで助成をするというような形になるのではなくて、やはり、農家の皆さんもみずからきちんと自分を守るという意識を高めていただくということも含めてですね、果樹共済に加入をしていただくということを大きく目標と掲げて、支援をするところはきちっと支援をしていきたいなと思っておりますし、農家の皆さんにも中信農済にもですね、いわゆる加入促進をしっかりするようにっていうことで、今後、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

中村努委員 じゃあ、最後にしますけれども、これからそのようなケースですね、予算をオーバーしてしまった、申請が予算をオーバーしてしまったような場合は、私はきちっと補正で対応していくっていうことが、この制度の加入の促進には一番いいというふうに思いますけれども、その辺、副市長、この財政的なことですけれども、そういう方向がいいと思うんですが、いかがでしょう。

副市長 今、農林課長が申し上げましたとおりですね、果樹共済につきましては私どもは、やはり唯一の防御手段だというふうに思っております。これをやっぱりきちんと普及をさせてですね、農家の方々も、やっぱり自覚をきちっとしていただいて、自分で守っていくものについては、私どもはそういう意識があればですね、意思があればきちんと支援をするということでいきたいというふうに思っておりますので、経済部にいろいろ検討をお願いしておりますけれども、こういう大きな被害があって初めていろんなことがですね、わかってきて、じゃあ、この次はやっぱりこういう気候変動が激しい状況がございますんでですね、農家の方々も自分で守る意識をきちんと持っていただくためにも、支援をしっかりしてそういう体制を組んでいくということに、そういう方向にしたいなということを考えております。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので、採決を行います。議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第18号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで午後1時10分まで休憩といたします。

午前12時09分 休憩

午後01時08分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願6月第3号 楢川地区の官行造林契約満了に関する請願

委員長 当委員会に回付されました請願は1件であります。平成25年6月第3号楢川地区の官行造林契約満了に関する請願について審査をいたします。事前に文章表が配付されていますので朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 本日は紹介議員並びに議会基本条例第7条4項に基づき、請願者に出席をしていただいております。 ここで、請願者についての説明を求めます。紹介議員森川雄三さん。

紹介議員 どうも委員の皆さん、大変御苦労さまでございます。また、お時間を割いていただきましてまことにありがとうございます。昨日は補足説明を私のほうからさせていただきましたけれども、本日は紹介議員の1人であります贄川区長の松井忠雄さんの出席をしていただいておりますんで、ぜひ内容といいますか、説明、お願いをしたいということでございますんで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは松井さん、よろしくお願いします。

委員長 それでは、松井贄川区長様、よろしくお願いします。

請願者 ただいま紹介いただきました贄川区長の松井でございます。経済建設委員会に私ども請願をしていた だきましたことにつきまして取り上げていただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

既に皆様方にお配りいたしましたように、官行造林地につきまして、私ども楢川地区におきましてはですね、1,172ヘクタールという広大な土地であります。これにつきまして国のほうではですね、契約を解除したいっていうようなことで、本年25年から40年の間にこの契約の解除に伴う皆伐ということを連絡、提案がございました。これについて非常に楢川地区につきましては悩みの種でありまして、現在の木材の市況とかいろいろの条件の中でですね、非常に材価が低いわけでございまして、地元負担がですね、官もそうでありますが地元の

ほうといたしましても、1ヘクタール2万5,000円っていうようなことを国のほうでは言っておりますけれども、約三千万円強のものをですね、私ども払わなきゃいけないと、この五、六年の間に、もし皆伐して解除ですから、私ども地域のほうへ返すということになればですね、皆伐をするなり間伐をするなりして3,000万円の負担をお願いしたいと。もちろん国でもそれだけの折半ですから、今までかかったものの値段といいますか、そういうものをですね、払わなきゃいけないということであります。

そういうことでですね、非常に国の施策としては、それは90年近くかかって育ってきてはおるわけですけれど、育ててもらったことについては先輩の人たちにはありがたいとは思ってますけども、今の国の情勢からいってですね、3,000万円も払うということの状況は非常に不合理な面もありますし、国としてもそうだと思います。そんな状況でありますので、ぜひ国のほうへですね、契約延長ということをまず第一にお願いをしたいと。向こうでは契約延長はないということは言っておられるわけですけれども、ぜひ、巨木化してですね、カラマツが主でございます。そんな中でですね、材価が今後先の見通しはわかりませんが、材価がもう少し上がってですね、状況が変わるまでですね、延長をお願いしたいということであります。

加えてですね、この1,170ヘクタールのうちはですね、奈良井ダムの周辺の奥地、ここが800ヘクタールですか、それから楢川水道の橋戸沢ですか、その奥地、これが多くあります。あと贄川でありますが、そういうことで全部ほとんどがですね、カラマツ材であり、またですね、水源涵養保安林ということになっております。じゃあ、水源を涵養の保安林であれば、皆伐が本当にできるのかどうかということがあります。それじゃ、現実的には保安林ですから、間伐ということが考えられるわけですが、間伐ということは一言も言っておりませんが、そんな矛盾点もございます。そんな状況の中でですね、果たして国のほうとしても施策として本当にいいのかどうかということを疑問視するわけであります。私ども地元にとりましても、実際、支払うだけの財源も非常にないわけでありまして、苦慮しているところであります。そんな状況でありますので、ぜひ国のほうへですね、陳情書を出していただいてよろしく対処をしていただきたいということをお願いに来たわけでありますので、また説明不足の面がございますけれども、何かと皆さん方の御意見を頂戴して、よい方向に進めていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくひとつお願いいたします。

紹介議員 そういうわけで、よろしく御審議のほどお願いいたします。ありがとうございました。

委員長 それでは、事務局のほうから資料を配付してください。

農林課長 ありがとうございます。それでは、お手元に官行造林、このたび楢川地区から出されました請願につきまして官行造林の制度、それから、今まで市で行ってまいりました対応等につきまして資料等用意させていただきましたので説明をさせていただきます。

まず官行造林の制度につきましては、大正9年に公有林野等官行造林法というのが制定をされました。この背景につきましては、当時、市町村の財政難等もありまして林野が大変荒れてきているというようなことでございまして、そこに対して国が造林整備を行いまして、いわゆる契約満了期を迎えたところで森林をそれぞれ売却等しながら分収をしてきたというような制度でございます。おおむね分収率につきましては、50対50ということで分けあうというような形でございます。それが後に昭和31年に法が一部改正をされました。この背景は、水源林というような位置づけの中で国土保全ですとか、民有林の振興というようなことを加えながら、視点もですね、少し変わってきたという部分がございます。

しかしながら、海外からの木材の輸入ですとか、また戦後ですね、いわゆる木材が乱伐されるというような状況の中で、鉄を使おうというような、そういった国の方針等もありましてですね。この法律を廃止というような状況になってまいりました。その廃止されたときに1つの決まりといたしましては、この契約の満了をもってこの法律が全て廃止になるというようなことでございまして、従前で契約されたものについては、契約の満了期できちんと処理をするというような方針も出されてございます。

それ以後でありますが、契約がですね、実は満期を迎えて伐採をいたしますと、いわゆるはげ山と言いますか、 裸地になります。そのようなところへはきちんと森林法の定めによりまして2年以内には植栽をしなくてはなら ないというような定めでございます。そのようなことで植林をすると言いましても、いわゆる1へクタール当た り200万円から300万円もかかるというような状況でございまして、財政的に厳しいというような市町村の 状況がございまして、そのような関係から契約を延長をして先送りをするというような形をとられているケース がございます。

また、今回のほうなんですけども、国の考え方といたしましては、分収をするというケースと、そのほかに分収にかかわるところの国が今までかかってきた経費、または森林の材積等を計算をいたしまして、そこに国の持ち分を計算をもってですね、比較をいたしまして、その出た部分について買い取りをするという、そういった手法がここへきてずっと行われてきているという状況でございます。

一番厳しいのは、平成17年に林野庁に会計検査が入りまして、今のお話のとおり契約を延長しているっていうケースが非常に多くてですね、この法律が廃止されているのに最終的に整理がされてないじゃないかというような厳しい指摘を受けたというような形の中で、早期に契約を満了していくっていう、そういう取り組み方をしていきなさいという、そういった指摘がありまして、通達等もありまして契約の安易な延長は各ところでしてはならないというような通達が出されたところでございます。

この事業につきまして平成25年、本年の4月にこの国有林野事業の特別会計も廃止されまして、林野庁の一般会計のほうで事業の対応をしているというのが状況でございます。

2番の本市の状況でございますけども、過去、近々のところなんですが、平成9年に宗賀の財産区で同じようなケースございまして、8.4ヘクタールでございますが、これにつきましては国の持ち分を買い取りをして94万円余で買い取りをしたというケースがございます。また、塩尻市も同じように官行造林の分収契約をしているところがございまして、平成11年の3月に、場所が高ボッチ周辺でございますが、33ヘクタールがありました。これにつきましても持分買取りということで市の一般会計から捻出をさせていただいてございます。

なお、楢川地区の今回の関係でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、一度、この26年の3月から満期を迎えていくわけでありますけども、今まで10年の契約延長を既に結んであるというような形の中で、私どもといたしましても中信森林管理所のほうに3回ほど出向いて契約延長、または分収ではなくて分損じゃないかというようなことも申し上げながらしてきた経過ございますけども、そうは言っても10年の延長をしてきているということ、それから塩尻市もですね、平成27年の3月にまた高ボッチで契約を迎えるというような状況も、今ございます。そのようなことも含めまして協議等をさせていただいている状況でございます。

それから、裏のほうをごらんいただきたいと思いますけども、今回、請願が出されました内容を、各区の状況を示させていただいてございます。平成26年の3月31日に満了するのが25年度でありますが、このときに

3区で合計 2 9 3へクタールに始まりまして、平成 4 1年までずっと契約が満期を迎えるという状況でございまして全体では1 , 1 7 3 ヘクタールでございます。先ほど区長さんのほうから 3 , 0 0 0万円というお話がございましたが、この山のですね、材積ですとか、そういったものを計算をするグラーゼル法っていうような、いわゆる計算式の方法があるんですけども、それにつきましては満期を迎える前年に実施して、その買い取りの部分、いわゆる国の持分部分の数字につきましては前年度に示すということでございまして、平成 2 5 年度に満期を迎えます 2 9 3 . 6 1 ヘクタールにつきましては、昨年の1 2月に単価が示されまして、それがおおむね 2万 5 , 0 0 0 円ということでございまして、その2万 5 , 0 0 0 円はずっとこれからも、数字は変わっていくかと思いますけども、仮に2万 5 , 0 0 0 円を1 , 1 7 3 ヘクタールに掛けますと、おおむね 3 , 0 0 0 万円くらいになるということでございます。

なお、参考ということで、下のほうに塩尻市が平成26年度に満期を迎えるものがございますが、これが岡谷 地籍側と塩尻地籍側で153ヘクタールでございます。

それから、(2)に示してございますが、今回の官行造林の契約地につきましては保安林指定をさせていただいてありまして、保安林だから木は切れないというようなことも私ども申し上げてきたんですけども、これについては一応、森林法の中では年間20ヘクタールまでは皆伐は可能というようなことで法的には示されておりましてですね、なかなか、いわゆる国っていいますか、中部森林管理局のほうも非常に強い姿勢でありましてですね、非常に難しい状況ということをちょっとつけ加えさせていただいて、説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは、委員より御質問、御意見がありますか。

永井泰仁委員 とりあえず 2 点ほどお伺いをしますが、大体、説明とですね、状況はわかりましたが、まず現状把握の意味で、今回のこの該当する山は楢川地区の贄川、平沢、奈良井の 3 区ということでこの表でよくわかりますが、この 3 区は、まず基本的にこれは、合併前とした場合に地縁団体としての 3 区かということ。それから、今も出てまいりましたけれども、皆伐と保安林の契約上のですね、解釈ということで、契約上はどんなふうになっているか、何か今の話だと森林法のほうが優先するなのか何かわかりませんが、ちょっとその契約書がですね、どんな形になっているか、その辺ちょっと判断する意味で説明をしてもらいたいと思います。

農林課長 契約につきましては、それぞれ年度ごとに契約をいたしまして登記がされております。契約の内容につきましては、一応、この満期を迎えたときには伐採をして分収をするというような、先ほど説明したような内容でありまして、ちょっと言葉がですね、大正時代の表記なもんですから、ちょっと読んでも難しいかなと思いますので、内容的には先ほど申し上げた内容でございまして、皆伐といいますか、分収をする、いわゆる収益を分収するっていうことの中で森林を伐採するというような、そういった考え方で示されているというふうに受け止めております。

永井泰仁委員 先ほど聞いたのでですね、楢川地区の3区は地縁団体という資格ですかね。

請願者 はい、そうです。

永井泰仁委員 そうですか。それじゃあ、所有権はそれぞれ地縁団体としての3区がもっているということでわかりました。それで先ほどの説明にも出てきましたように、片方は保安林であり、片方は皆伐もできるということですが、現状を見ると裸の山にはできないような気もするんですが。それで今回のこの請願の中に、期間の延長はこのとおりでよく理解できますが、あと確実的な、何て言いますかね、新植ではなくて、いわゆる天然更

新が可能だとしたらどうかっていうようなことが提案されてますが、この天然更新っていうのはどういう状況を、 具体的に指しているのか説明してください。

請願者 いわゆるそのままにですね、自然の中でですね、天然のままにしておいていただいたほうが、今の状況の中ではですね、それが、今の山の状況から見てですね、奥地であるということも含めてですね、切り出しや何かにも、非常に作業道もないっていうような中で、カラマツ林が多いわけですが、天然の形で残しておくほうがいいんではないかというのが地元のほうの考え方でございます。そんなことでよろしいでしょうか。

永井泰仁委員 普通の間伐っていうと、28%だか、30%だか、3分の1くらい抜いちゃうんですが、ここで指してる天然更新は、全く間伐みたいなことは、おろ抜きはしないで自然のままというそういう単純な解釈でいいでしょうか。

請願者はい。そうです。

永井泰仁委員 はい。わかりました。

委員長 よろしいですか。

永井泰仁委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

中村努委員 ちょっとね、契約のことでお聞きしたいんですけど、これ、国と土地の所有者との契約ってことで大正9年から始まってて、要は土地所有者ってのは多分、奈良井村、平沢村、贄川村っていうようなときから現在の地縁団体になるまで、その土地所有者かわってるんですけど、この分収林契約自体はその都度、契約者をかえてるってことなんですかね。

農林課長 契約当時はですね、恐れ入りますが、楢川村が合併する前は奈良井村と贄川村という形でございました。それぞれの村で進められているわけでございますけども、その中で楢川村が合併して誕生をいたしました。その中でですね、それぞれ奈良井地区と平沢地区、贄川地区、それぞれ楢川村が誕生しても山を管理するというような位置づけの中で林野保護組合というのをつくっていただいて、そこへ森林整備を委託してお願いをしてきたという経過がございます。そこにお願いをしてきたんですけども、後にですね、それが自治協議会っていうような形の中で地縁団体として不動産等を持てるような団体になったもんですから、ちょっと今、資料すぐ出ませんけども、平成の年代にその地縁団体に森林を無償譲渡したというような経過でございます。もし補足がございましたら、よろしくお願いいたします。

中村努委員 私が聞きたかったのは、要は分収契約という契約があるわけですよね。契約の相手先がかわって ても、これは所有者がかわれば自動的に読みかえられるものなのか、その都度契約は結び直さなきゃいけない性 質のものなのかということを。

農林課長 それぞれ契約をですね、更新をしていくという形で、相手方をかえていく、更新をしていくということですが、分収契約自体はそれぞれ生きていくという形になります。契約はそのままで契約先だけかわっていくと。

中村努委員がわってるってことですね。はい、いいです。

委員長 いいですか。ほかにありますか。

永井泰仁委員 この請願の願意はよく理解できます。それで、もし仮にこれから採択っていうことになったよ

うな場合にですね、お願いをしていく先は林野庁かと思いますが、そのほかにどんなような機関へ運動をしていくか、この辺はどうでしょう。行政のほうで、どちらでも。意見書のいわゆる提出先はどんなようなとこが関係してくるかという。

紹介議員 私のほうから御報告しますが、予定をしていますのがですね、内閣総理大臣、それから農林水産大臣、総務大臣、林野庁長官、中部森林管理局長、中信森林管理署長と、この6件ですか、お願いをしていただければと、このように思っておりますが。

永井泰仁委員 はい、わかりました。

委員長 よろしいですか。

永井泰仁委員 はい。

委員長 ほかに何かありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、どのように諮りますか。

ほかに意見ありますか。

中村努委員 意見ですけれども、この請願書の中のですね、特に公有林野等官行造林法が廃止になって契約の 根拠自体が解除されているっていう点ですとか、現在では、水源涵養保安林の必要性ってものが、昨今言われて きておりますので、この辺は私も抜本的に見直さなければいけないと思っております。その解決方法としてこの 2点が最適だということで御提案ですので、私は意見書を出すことに賛成をいたします。

委員長 ほかに。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、採択という意見が出ておりますが、いかがなものでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、平成25年6月第3号請願につきましては、採択ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしと認め、請願平成25年6月3号楢川地区の官行造林契約満了に関する請願につきましては、 全員一致をもって採択することに決しました。それでは、これで請願の審査を終わります。

紹介議員 どうもありがとうございました。

委員長 それでは、請願が採択されましたので関係機関に意見書を提出したいと思います。事務局より意見書 (案)を配付して朗読してください。事務局、朗読お願いします。

議事調査係長 官行造林契約の見直しに関する意見書(案) 政府が国費で国有地以外の山林の造林、保有管理、伐採及び売却を行い、収益を山林の保有者と分収するという官行造林制度について、いまや大正時代に発足した制度が想定した国土の山林造成と山林経営による地域経済への好影響は遠い現実となっています。

一方、国は契約期間満了時には原則どおり 皆伐、競売するか、 伐採しなければ国の持ち分の買い取りを所有者に求め、いずれもその時点で契約を解除する方針であり、現行ほとんどの契約が平成25年度から40年度にかけて満了期間が到来することから、今後、山林の所有者である自治体または地方自治組織の負担が非常に深刻になるとともに、山林に手入れが行き届かなくなり山が荒れることが、今、地域の大きな懸念材料となってい

ます。

この時点での一方的な契約解除は、こういった地方の財政負担の増はもとより、最も不利な時点における国庫財産処分の観点からも、さらにCO2削減、水源涵養、保健休養機能等森林の持つ公益的機能保全の観点からも望ましいことでないことが明らかですので、未来の子孫に残す森林経営百年の大計を新たな理念として確立しながら、次の2点において契約条項の変更を内容とする制度の改善を強く求めます。

- 1、契約期限の延長。今後、該当林の主要樹種であるカラマツの市場価値を高める大径木化や、木材の受給に関する社会経済環境の好転を見込んだ長伐期化を想定し、契約期間を数十年延長すること。
- 2、契約条項の見直し。水源涵養保安林等と矛盾せず、豊かな森林資源造成を目指す観点から、画一的な皆伐 と新植ではなく択伐や天然更新などが可能になるよう契約条項を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

意見書の宛先としましては、先ほど森川議員より御説明がありましたとおり、内閣総理大臣、農林水産大臣、 総務大臣、林野庁長官、中部森林管理局長、中信森林管理署長でございます。以上です。

委員長 委員より御質問、御意見ありますか。

永井泰仁委員 真ん中の段落から、ちょっと二、三行下がったとこに国庫財産処分の観点からもというのと、 公益的機能保全の観点からもと、同じ使い方が2行続いてるんで、上のほうは、国庫財産処分はCO2の削減ってもってって、観点からもは、2行羅列しないほうがすっきりすると思うんで、後で検討してほしいと思います。

委員長 ほかにありますか。

金子勝寿委員 済みません、3行目、一方からは、これ、国とか関係省庁へ出す意見書にしては、もう少しお願いの言い方をしたほうがいいと思うので、何て言うんです、そういう方針でありっていう部分、もう少しやわらかい言い方にしたほうがいいのではないかと思います。国のほうに、もちろん責めを言いたいのわかるんですが、意見書なので。正副委員長に最後はお任せします。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

委員長 異議なしということでありますので、この意見書等の案文につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、御異議なしと認めまして、そのように取り計らいたいと思います。

閉会中の継続審査の申し出

委員長 それでは次に、閉会中の継続審査の申し出について、ありますか。

経済事業部長 閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。経済、建設、水道各事業部におきまして重要 案件がございます。必要がありますれば、継続審査のほうよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま継続審査につきまして申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長 報告の案文につきましては、委員長、副委員長に御一任を願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

副市長 大変、御熱心に御審査をいただきましてありがとうございました。また、御提案を申し上げました全ての案件につきまして、原案どおりお認めをいただきまして厚く御礼を申し上げます。審査の中でいただきました御意見、御要望等につきましては、私ども誠心誠意、努めてまいりたいというふうに思っております。どうも大変ありがとうございました。

委員長 事務局のほうで何かありますか。

以上をもちまして6月定例会経済建設委員会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午後1時45分 閉会

平成25年6月14日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印